

岩手県告示第330号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成29年岩手県告示第803号）で公示した公共測量を終了した旨東北地方整備局三陸国道事務所長から次のとおり通知があった。

平成30年4月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 下閉伊郡山田町山田地内から下閉伊郡岩泉町小本地内まで
- 2 実施した期間 平成29年11月1日から平成30年3月16日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（道路基準点測量）